

ＩＣカード特約

1.（特約の適用範囲）

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「かわしんカード規定」「かわしん法人キャッシュカード規定」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は「各種カード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は「各種カード規定」により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「各種カード規定」の定義によるものとします。

2.（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる現金自動預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる現金自動支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

3.（ＩＣカードの有効期限）

ＩＣカードに有効期限はありません。

4.（ＩＣカードの喪失に伴う再発行手数料の取扱い）

ＩＣカードを喪失し再発行をする際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5.（この規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上